

中小・小規模事業者 向け 岡山市省人化・省力化 設備投資支援補助金

補助対象者

補助対象者の主な要件は以下の(1)~(4)の全ての要件を備えている事業者

- (1)本店登記が岡山市内にある中小企業者又は小規模企業者(個人にあっては本市内に住民登録を行っていること)であって、補助対象事業を本市内で行うこと。
※小規模企業者に該当する方は、審査時に加点の対象となります。
- (2)令和8年11月末までに補助事業を完了、かつ支払いが完了すること。
- (3)許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- (4)確定申告を一期以上しており、市税を滞納していないこと。

募集期間・事業の選定

- ・募集期間:令和8年2月2日(月)～3月27日(金) 郵便必着
- ・応募書類を審査し、得点上位者から予算の範囲内で選定します。

補助対象経費	補助率	補助限度額
専ら補助事業のために使用される 機械設備・システムの購入等経費 ※設備の新設・更新いずれも対象	<u>2/3</u>	<u>300万円</u>

【事業例】

- 製造業：目視で行っていた検品を効率化するためのAI検査システムの導入による検査工程の自動化
- 建設業：測量用ドローンの導入による現場業務の省力化
- 飲食業：テーブルオーダーシステムの導入による店舗運営の効率化

その他注意事項

- (1)交付決定前に契約、発注、購入等している場合は、補助金の交付が受けられません。
- (2)補助対象機械設備等が国、県、市等の他の補助金と重複する場合、補助金の交付が受けられません。
(交付決定後に重複が判明した場合、補助金が交付されない場合があります。)

応募書類の提出・お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市産業振興課 経営支援係
☎086-803-1325 ☐keieishien@city.okayama.jp
ホームページ:<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000077307.html>
※応募要件等、詳細はホームページの募集要項でご確認ください。

ホームページ
はこちら



対象外経費の例

×他の業務に使用できる汎用性の高い設備の導入経費
・パソコン、プリンタ、エアコン、デジタル複合機、カメラ、表計算ソフトなど

×設備等のリース、レンタル料

×中古品の設備導入に要する経費

×自動車等車輛、重機

×農林漁業用機械・システム

×備品、什器、材料費、消耗品類に要する経費

×建物・構築物等の改修に係る工事費

×一方的な情報発信のためのホームページ作成・改修経費、クラウドサービス利用料など

提出書類

(1)チェックシート

(2)岡山市省人化・省力化設備投資支援補助金に係る申請書(様式A)

(3)補助事業計画書(様式B)

(4)見積書の写し

※総額100万円(税込)を超えるものについては2社以上・1社とする場合は理由書添付

※岡山市内業者に見積依頼ができない場合は理由書添付

(5)許認可を伴う業種の場合は許認可証の写し

(6)直近の確定申告書(別表一(一)、法人事業概況説明書)

※個人事業主の場合は、直近の確定申告書(第一表、所得税青色申告決算書又は収支内訳書)

(7)直近の決算書(表紙・貸借対照表・損益計算書)

(8)その他補足資料(製品カタログ等のコピーを添付すること。最大5枚まで。)

【提出部数】4部(正本1部、副本3部)

※副本は審査に使用します。申請者が判別できないように社名等は黒塗り等してください。

補助金交付までの流れ(予定)

